

令和3年7月21日

東京労働局長
土田浩史 殿

東京地方最低賃金審議会
会長 都留 康

東京都最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年7月2日付け東労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、中小企業に対する各種支援策について、一層の利用及び活用を促進するよう東京労働局に対して強く要望する。

また、業務改善助成金については、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

東京都最低賃金

- 1 適用する地域
東京都の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,041円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発効の日
令和3年10月1日